

7 消安第 701 号
令和 7 年 5 月 7 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 江藤 拓

食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を
行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第4号の規定に基づき、
農林水産大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記の事項について
は、その内容から同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明
らかに必要でないときに該当すると解してよろしいか。

記

ランピースキン病を家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 62 条
の疾病の種類として指定することについて
（概要は別紙のとおり）



(別紙)

ランピースキン病を家畜伝染病予防法第 62 条の疾病の種類として
指定することについて (案)

1 経緯

- (1) 令和 6 年 11 月、福岡県にて、我が国において初めてランピースキン病 (※ 1) の発生が確認された。本病は家畜伝染病予防法 (昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。) 上の「届出伝染病 (※ 2)」であることを踏まえ、家畜の所有者に対し、自主とう汰、出荷自粛、ワクチン接種等のまん延防止措置を行うよう支援や指導などを実施した。
- (2) しかしながら、その後、感染が拡大し、最終的に福岡県及び熊本県において計 22 例 230 頭の感染が確認。上記のまん延防止措置が支援や指導にとどまり、法的強制力をもって措置を講ずることができなかつたため、農家の理解・協力が得られず、十分な防疫対策を実施できなかつたことが感染拡大の一因であると考えられる。
- (3) 今後も、我が国で当該疾病が発生・まん延するリスクは十分に想定される中、吸血昆虫の活動が活発になる夏にかけて、再度我が国に侵入・発生した際、十分な防疫対策を実施できなければ、福岡県・熊本県に限らず、日本全国に感染が拡大し、肉用牛・乳用牛の生産又は健康の維持に大きな影響を与える危険性がある。
- (4) これらのことから、ランピースキン病の防疫対策を強化するため、所要の見直しを行う。

2 制定の内容

殺処分命令等、「家畜伝染病 (※ 3)」に対するまん延防止措置と同程度の措置を行えるよう家畜伝染病予防法に基づき、新たに政令を制定し、ランピースキン病を法第 62 条の疾病の種類として指定するもの。

(※ 1) ランピースキン病 (lumpy skin disease, LSD) は、ランピースキン病ウイルスを原因とする牛・水牛の病気。汚染された飼料・水・器具等により感染し、蚊、サシバエ、マダニ等の吸血昆虫を介して機械的伝播により感染が拡大していくと考えられている。感染した牛は、おおむね自然に治癒するものの、全身の皮膚の結節や水腫、発熱等の症状を呈し、乳量の減少・肉質の悪化等、生産性に影響を及ぼすなど、家畜の生

産又は健康の維持にとって重大な影響を及ぼす。

ランピースキン病ウイルスについては、国際獣疫事務局（WOAH）の陸生動物の診断及びワクチンに関するマニュアルにおいて「人への感染性はない」とされている。また、WOAHが公表している Technical Disease Card 及び Frequently asked questions においても、ランピースキン病ウイルスは人獣共通感染症ではないと明記されている。畜産物も食用上安全。

- (※2) 「届出伝染病」とは、(※3) の家畜伝染病のように強力な措置を講ずる必要はないものの、行政機関が早期に疾病の発生を把握し、被害を防止することが必要な家畜伝染病に準じる重要なもの。
- (※3) 「家畜伝染病」とは、家畜の伝染性疾病のうち、牛等の口蹄疫、伝達性海綿状脳症（TSE。牛に発症するものはBSEという。）等、病性、発生状況、予防・治療法の有無、畜産情勢等を勘案し、発生によるまん延を防止するため、殺処分等の強力な措置を講ずる必要があるもの。

- **ランピースキン病**は、牛の皮膚に病変等が生じる疾病。**牛乳の生産等に一時的な影響はあるが、致死性は低く、ほとんどの牛では徐々に回復**（家畜伝染病予防法上「届出伝染病」の扱い）。**人には感染せず、畜産物も食用上安全。**
- 昨年11月6日、**福岡県**の乳用牛農場で、**我が国初の感染を確認**。令和7年4月28日時点で、福岡県で19事例、熊本県で3事例発生を確認。

ランピースキン病とは

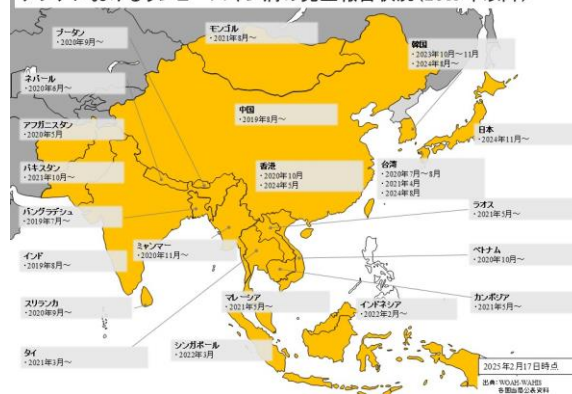


写真提供：モンゴル国中央獣医学研究所
(State Central Veterinary Laboratory in Mongolia)

- 皮膚の**結節**や**泌乳量の減少**等の症状を呈する、**牛・水牛の病気**。
- 主に蚊等の**吸血昆虫（ベクター）**による**機械的伝播**により感染が拡大。
- ほとんどの牛は感染しても徐々に回復。
- 家畜伝染病予防法上「**届出伝染病**」。
- **人には感染せず、畜産物も食用上安全。**

海外の発生状況

アジアにおけるランピースキン病の発生報告状況(2019年以降)



- アフリカで流行
- 2010年代、中東の一部、トルコ、南ヨーロッパにおいて発生
- 2019年以降、アジアでの発生拡大
- **2023年及び2024年、韓国で発生**

韓国での発生を受け、ワクチン備蓄※や防疫対策要領の制定により、我が国への侵入に備えていた。

※日本中央競馬会畜産振興事業により日本動物用医薬品協会が実施

国内の発生状況

- 昨年11月6日：**福岡県内の2農場で初めて発生を確認**
→**初発農場の周辺**で発生確認したところ、**複数の農場で発生を確認（合計19例）**
- 発生農場から移動牛の追跡調査では、**熊本県で1例確認**。
→昨年12月8日、26日に**1例目農場周辺**で新たに発生確認（合計3例）

○ 発症牛からの**生乳の出荷が出来なくなる**ため、**まん延防止対策**が重要。**発生県と連携し対策に全力**を挙げる。

対応状況

- ✓ **防疫対策要領**に基づき、以下のとおり対応。
 - **発症牛の生乳の出荷**や**発生農場からの生体の移動の自粛**、**臨床症状を呈する牛の隔離**
 - **周辺農場**における**異状確認**（10km圏内）・**害虫防除対策**（20km圏内）
 - **周辺農場の調査**及び**移動牛の追跡調査**の実施
 - **発症牛の自主淘汰**
- ✓ **ワクチン接種**については、**福岡県の発生農場周辺20kmの範囲**において、昨年**11月21日**から開始。
（熊本県は現時点では接種はしない方針。）

輸出への影響

- ✓ 協議の結果、輸出が制限されていた
 - ・ **香港向け牛肉**
 - ・ **台湾向け乳製品**
 - ・ **豪州向け牛肉**
 - ・ **カタール向け牛肉**については、**輸出継続が可能**に。
- ✓ **米国向け牛肉**については、
 - ・ **ワクチン接種県（福岡県）由来の牛肉**の輸出が制限されていたが、協議の結果、**3月19日**に輸出が再開。
- ✓ **メキシコ向け牛肉**については、
 - ・ **福岡県及び熊本県からの牛肉**の輸出が停止（4月13日にメキシコ当局から連絡）。**直ちに停止解除を要請**するとともに、**早期の輸出再開**に向け協議中。

○ **まん延防止対応、ワクチン接種の推進、農家の経営支援**に向けて、**きめ細かい支援**を実施していく。

まん延防止対応

- ✓ 発症牛を**自主淘汰**した場合の**再導入**の支援
(乳用初妊牛・肉用繁殖素牛 60万円/頭)
- ✓ **出荷自粛中の生乳の適切な処理**への支援
- ✓ **農場の消毒**や**吸血昆虫対策**など、現場でのまん延防止措置への支援
(適切な**堆肥化処理**の徹底等)
- ✓ 発生農場における**有効な隔離**の指導
- ✓ 発生県と連携した**適切な情報発信**
- ✓ **出品・出荷時の牛の健康状態の確認**の徹底

ワクチン接種の推進

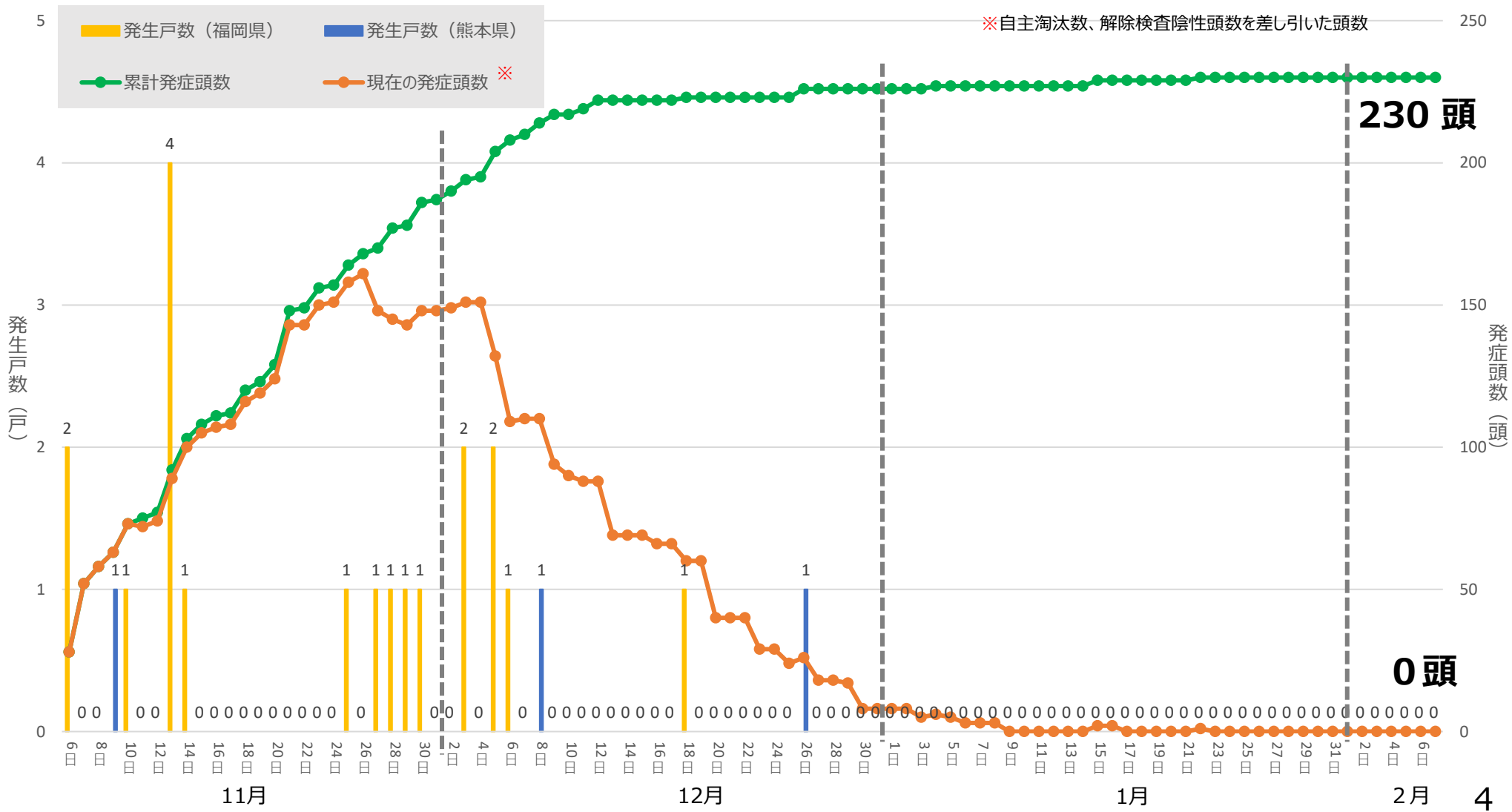
- ✓ ワクチンの**無償配布**
- ✓ ワクチン接種の影響に関する**リスクコミュニケーション**

農家の経営支援

- ✓ 日本政策金融公庫に対し、**農林漁業セーフティネット資金の円滑な融通や償還猶予を要請**済み
- ✓ **家畜疾病経営維持資金**の対象に本病を追加
- ✓ **日本政策金融公庫支店に相談窓口**を設置
- ✓ 円滑な**生乳の出荷再開**に向けた**検査体制**の整備
- ✓ **子牛の引取先・販路確保**に向けた**関係者間の調整**
- ✓ **飼料関係団体**に対し、**飼料代金の支払猶予を要請**済み

国内でのランピースキン病発生の経過

- 令和6年11月6日、福岡県の2農場で、国内初となるランピースキン病の発生。
- 令和7年4月28日現在、福岡県19例、熊本県3例の計22例の発生を確認。疑症牛を含めて、国内では累計230頭の発症を確認。自主淘汰等を進め、現在の発症頭数は0頭。



230 頭

0 頭

ランピースキン病の法的位置付けの検討

○ ランピースキン病について、殺処分の命令など「家畜伝染病」に対するまん延防止措置と同程度の措置を行えるよう、家畜伝染病予防法に基づき、新たに政令を制定し、本病を法第62条の疾病の種類として指定することについて、食料・農業・農村審議会に諮問。

- 昨年11月に福岡県にて、ランピースキン病が我が国で初めて発生が確認。
本病は家伝法上の「届出伝染病」であることを踏まえ、家畜の所有者に対し、自主とう汰、出荷自粛、ワクチン接種等のまん延防止措置を行うよう支援や指導などを実施。
- しかしながら、その後、感染が拡大し、最終的に福岡県及び熊本県において計22事例230頭の感染が確認。
まん延防止措置が支援や指導にとどまり、法的強制力をもって措置を講ずることができなかつたため、十分な防疫対策を実施できなかったことが感染拡大の一因と考えられる。
- 今後も引き続き我が国で当該疾病が発生・まん延するリスクは十分想定される中、再度我が国で発生した際、十分な防疫対策が実施できなければ、日本全国に感染が拡大するおそれ。



ランピースキン病について、「家畜伝染病」と同程度の措置を行えるようにすることが必要ではないか

(参考) 過去に政令指定した例

疾病名	政令指定した年	政令指定後の対応
蜜蜂の腐蛆病	昭和30年	昭和30年、家畜伝染病として法定化
豚等の豚水疱病	昭和48年、昭和50年※	昭和50年、家畜伝染病として法定化
牛等の伝達性海綿状脳症	平成8年	平成9年、家畜伝染病として法定化

※一旦終息したものの再発したため、再度政令で指定。

牛豚等疾病小委員会における ランピースキン病の政令指定等に関する審議について

令和 7 年 5 月 13 日

牛豚等疾病小委員会委員長

1 審議概要

ランピースキン病を家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第62条に基づき政令で指定すること等について、令和7年4月10日に開催された第101回牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）において審議した。

審議においては、以下の項目を中心に確認した。

- (1) ランピースキン病を法第62条に基づき疾病の種類として政令で指定すること
- (2) ランピースキン病を届出伝染病の種類から削るための省令改正を行うこと
- (3) ランピースキン病以外の疾病について「家畜伝染病」と同程度の措置を行えるようにすべき疾病の有無

委員からは、

- ① 不顕性感染についての対応をどのように対応するのか。
- ② ワクチン接種した場合の副反応とワクチン接種農場における感染牛をどのように見分け、対応するのか。

等の意見があった。

2 審議結果

委員からの意見に対し、事務局から具体的な防疫対応については、今後、ランピースキン病防疫対策要領を改正する中で、専門家の意見等を踏まえ、整理する旨回答。

上記を踏まえ、本小委として、以下のとおり、審議結果をとりまとめたので報告する。

- (1) ランピースキン病の防疫対策を強化するため、殺処分の命令等、「家畜伝染病」に対するまん延防止措置と同程度の措置を行えるよう法に基づき、新たな政令を制定し、ランピースキン病を法第62条の疾病の種類として指定することについて了承する
- (2) 農場内の全ての家畜のと殺を基本とする法第16条ではなく、感染した家畜及び疑いのある家畜の殺処分を基本とする法第17条第1項第1号及び第2号の規定を準用するとともに、ワクチン接種、移動制限など同条に規定する他の疾病と同程度のまん延防止措置を行えるよう法第62条に基づき、法の一部を準用する政令を制定することについて了承する
- (3) ランピースキン病を届出伝染病の種類から削るための省令改正について了承する
- (4) ランピースキン病以外の疾病について「家畜伝染病」と同程度の措置を行えるようにすべき疾病は現時点ではないと考える

以上

ランピースキン病の政令指定等に対する 都道府県の主な意見及び考え方

令和 7 年 5 月 13 日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

【審議対象：政令指定に対する意見】

意見①： ランピースキン病（以下「本病」という。）については、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第 62 条の政令指定ではなく、法第 17 条の対象疾病として継続的に対応すべき。

考え方： 本病については、今後も我が国で発生するリスクが想定される中、吸血昆虫の活動が活発になる時期に向けて発生初期から強制力のある措置を行えるようにするため、取り急ぎ政令指定を行う必要がある。法第 17 条の対象疾病として位置付け、継続的に対応することについては、引き続き検討してまいりたい。

意見②： 昨年の発生は、福岡県・熊本県の 2 県で食い止められており、次の発生があってもそれらの知見により迅速な対応ができると思われることから、本病に対し、殺処分など強制力のある措置を行えるようにするのは時期尚早ではないか。

考え方： 本年 3 月にランピースキン病対策検討会、同年 4 月に牛豚等疾病小委員会を開催し、専門家から感染拡大を防ぐためには発生初期から強制力のある措置を行うことが必要との見解が示されたところ。これを踏まえ、次の発生に向けてできる限りの体制を構築してまいりたい。

意見③： 本病を政令指定する場合、殺処分の対象は発症牛に限るべき。

考え方： 本病については、発症牛を対象として検査を実施し、患畜又は疑似患畜となったものを法第 17 条に基づき、殺処分することを想定している。詳細については、今後、ランピースキン病防疫対策要領を改定し、規定する予定である。

意見④： 政令指定により法第 17 条に基づく殺処分を行う場合、殺処分した牛への補償についても併せて考えるべき。

考え方： 法第 17 条に基づく殺処分を行った場合には、他の疾病と同様、法第 58 条に基づき、患畜は 1/3、疑似患畜は 4/5 の手当金が交付される

こととなる。患畜及び疑似患畜の定義については、今後、ランピースキン病防疫対策要領を改定し、規定する予定である。

意見⑤： 殺処分に加え、法第 31 条に基づく発生農場等への緊急ワクチン接種を行えるよう措置するべき。

考え方： 法第 31 条についても政令で準用し、発生農場等への緊急ワクチンが行えるよう措置することとしたい。

【審議対象：届出伝染病からの削除に対する意見】

○意見なし

以上